

ガスタービンの仕様等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領

改正事項

ガスタービンの仕様等に関する事項

改正理由

鋼船規則 D 編 4 章及び高速船規則 9 編 3 章に規定するガスタービンの要件は、2002 年に IACS 統一規則 M60 の取入れ等を目的とした改正が行われて以来見直しが行われていない。

今般、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、これまでに得られた知見を加味し、ガスタービンの仕様等に関する要件を見直すとともに、現行のガスタービンに対する要件における曖昧な規定を明確にするべく、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ガスタービンから抽出される高温空気を利用する管装置には、防熱等を施すよう規定した。
- (2) ガスタービンの排ガス管は、原則として、他の排ガス管と連結しないよう規定した。
- (3) ガスタービンの翼の脱落等に備えた構造要件及び配置要件を明確化した。
- (4) ディーゼル機関の始動装置の要件を準用していたガスタービンの始動装置の要件を、ガスタービン始動装置用に新たに規定した。
- (5) ガスタービンに関する用語の定義を JIS 及び ISO を参考に規定した。

改正条項

鋼船規則 B 編 2.1.2, 2.1.3
鋼船規則 D 編 4 章, 11.2.1, 13.12.1, 13.13.3, 13.16.1
高速船規則 2 編 2.1.2, 2.1.3, 9 編 3 章
鋼船規則検査要領 D 編 D4
高速船規則検査要領 9 編 3 章